

## 練馬区の地勢

- 練馬区は、ほとんど高低差のないなだらかな地形で、地盤高で見ると東側が低く西側へ行くにつれて高く、平均すると海拔30m～50m程度の起伏の少ない台地状
- 区内を流れるのは、湧水を水源とする荒川水系一級河川の石神井川と白子川の2河川

## 練馬区の風水害対策

- 近年の風水害(令和元年9月・台風第15号、10月・台風第19号、台風第21号など)を踏まえ、災害対策再点検を実施 ㊦ 「練馬区地域防災計画(令和2年度修正)」

### 【課題1】確実な情報伝達手段

- ㊦ 防災行政無線のメール自動配信やホームページへの自動掲載など

### 【課題2】地域別災害リスクの周知

- ㊦ ハザードマップの修正、全戸配布、地域別防災マップの作成など

### 【課題3】台風接近時における区の事前対応の明確化

- ㊦ 練馬区行政タイムラインを作成

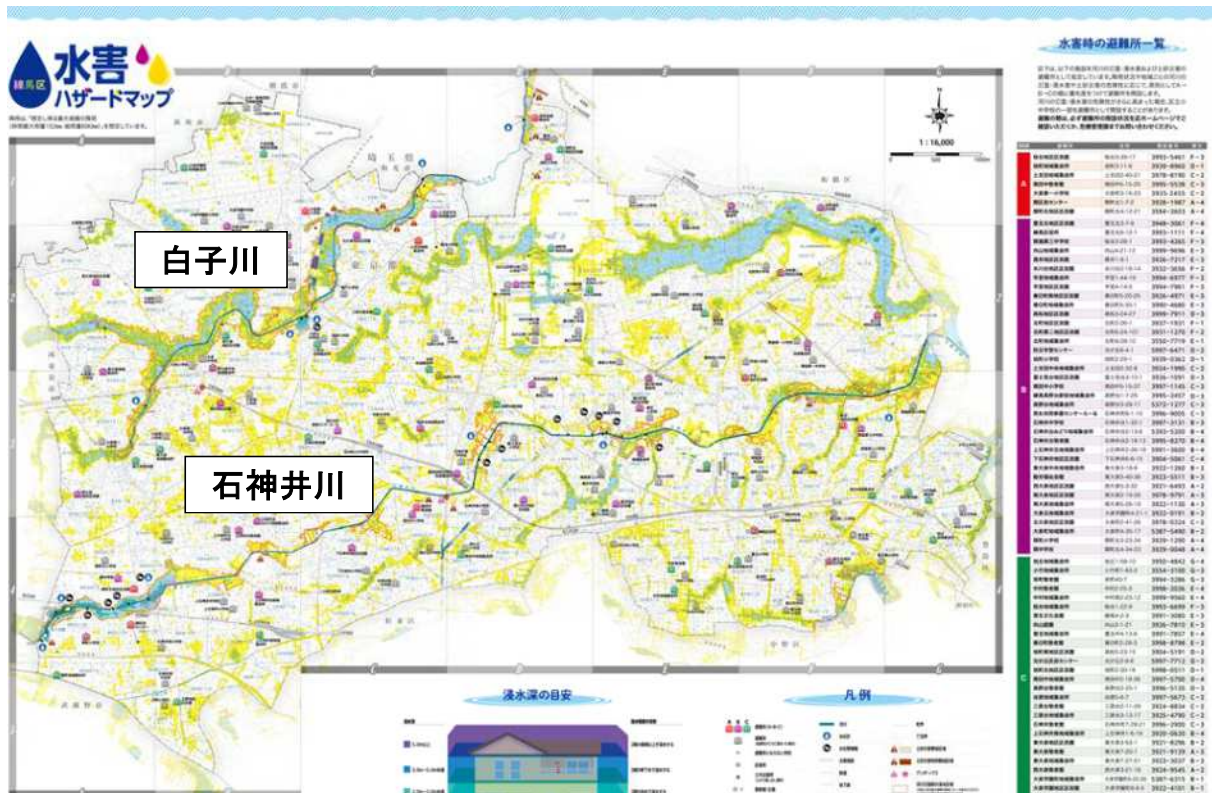
### 【課題4】浸水想定区域内の要配慮者利用施設への適切な対応

- ㊦ 避難確保計画の作成・訓練支援など

## 避難確保計画作成

- 地域防災計画に位置付けた石神井川流域の要配慮者利用施設については、令和2年度までに計画作成が完了（学校3施設、社会福祉施設26施設、医療施設1施設）
- 令和3年度以降、水防法による義務はない白子川流域等に対象を広げ、要配慮者利用施設における計画作成を区独自に要請

【練馬区水害ハザードマップ】



- 東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基に作成した「練馬区水害ハザードマップ」により、白子川等流域の河川氾濫時における浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設を確認
- 対象施設を個別に訪問し、河川氾濫の危険性や、計画作成の必要性を説明し、計画作成および訓練実施に向けた取組を促進

## 訓練支援

- 要配慮者利用施設においては、施設の立地や利用者の特性に応じた訓練の実施が必要
- 令和4・5年度の取組として、要配慮者利用施設への支援を区の総合計画(練馬区版総合戦略)の具体的な実行計画である「アクションプラン」に位置付け
- 特に水害リスクの高い地域にある要配慮者利用施設には、避難確保計画の作成段階から区が積極的に関わり訓練の実施などを支援

## ○対象施設

想定浸水深1メートル以上(最大3メートル)の区域に立地する8施設を抽出

☞ 令和4年度は保育所等4施設で実施

## ○訓練支援の目的

- ☞ 現状、支援する区職員も訓練ノウハウが不足。訓練実施計画の作成、訓練実施に関わることにより、施設の実情に応じた訓練事例を収集し、他の要配慮者利用施設の訓練実施の参考とする
- ☞ 訓練計画の作成や、訓練当日の人員など、区職員が関わることにより、要配慮者利用施設が通常業務を行う中で訓練を実施することへの負担を軽減する

### 【事例1】 A施設(認可保育園)

- 訓練の種類  
立退き避難訓練
- 訓練の概要  
年長児クラス(29人)を対象に、区が開設する避難所までの移動を想定した訓練を実施



### 【事例2】 B施設(認可保育園) C施設(認証保育所)

- 訓練の種類  
屋内安全確保訓練
- 訓練の概要  
B施設の園児(9人)がC施設まで移動し、C施設の園児(8人)とともに屋上へ避難する訓練を実施



### 【事例3】 D施設(保育施設)

- 訓練の種類  
立退き避難訓練(初動対応)
- 訓練の概要  
避難所への避難における初動対応について訓練を実施



## 令和5年度における取組

- 白子川流域の要配慮者利用施設における避難確保計画作成および計画に基づく訓練実施の促進
- 石神井川流域の要配慮者利用施設のうち、特に水害リスクの高い施設における訓練実施を支援

### ○白子川流域の要配慮者利用施設における避難確保計画作成等

- ☞ 白子川流域の要配慮施設については、これまで区独自に避難確保計画作成等を要請してきたが、水位周知河川化により水防法の義務となったため、再度個別訪問などにより、避難確保計画作成等を促進する

### ○石神井川流域の要配慮者利用施設における訓練支援

- ☞ 引き続き、石神井川流域の要配慮者利用施設のうち、特に水害リスクの高い施設の訓練実施を支援する